

## 原発事故避難者への住宅支援を求める意見書

政府及び福島県は、2017年3月末に災害救助法に基づく避難指示区域外避難者の住宅無償提供を打ち切りました。避難指示区域外避難者には、いわゆる自主避難者と呼ばれる人たちに加え、避難指示が解除になったために、新たに区域外避難者に転じた人たちが含まれます。

住宅無償提供を打ち切られた4月以降も避難生活を続いている人たちの割合は70%以上にのぼります。そして、その世帯の大半が経済的に苦しい状況にあることが、東京都、山形県、新潟県がおこなった調査によって明らかになりました。

避難生活を継続するか帰還するかの選択は、被災者の意志に委ねられるべきものであり、「原発事故子ども・被災者支援法」第二条基本理念の第2項において、「被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」と謳っています。

特に、避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、本来、憲法が保障する生存権に基づき行われなくてはなりません。避難者が望む場所に今後も住み続けられるよう、早急な支援体制の見直しが必要です。

よって、あきる野市議会は「原発事故子ども・被災者支援法」の基本理念にのっとり、政府及び東京都に対し、下記の点を求めるものです。

### 記

- 1 公営住宅の世帯及び収入要件を区域外避難者の実態に合わせて緩和し、避難者に配慮して入居し易い環境を整えること。
- 2 民間賃貸住宅で暮らす区域外避難者に対して、新たな家賃補助制度を国の責任で確立すること。
- 3 区域外避難者の実態を基礎自治体とも連携して継続的に把握し、支援策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年3月23日

東京都あきる野市議会  
議長子籠敏人

### 提出先

内閣総理大臣 国土交通大臣 復興大臣 東京都知事

議員提出議案第30-1号

原発事故避難者への住宅支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成30年3月23日

あきる野市議會議長 子籠敏人 殿

提出者 あきる野市議會議員 辻よし子

賛成者 あきる野市議會議員 たばたあづみ

〃 〃 松本ゆき子

〃 〃 山根トミ江

提案理由

原発事故避難者への住宅支援を求めるため。